

一般廃棄物処理手数料の見直しについて

1. 諮問事項

2. 鳥取市のごみの分類区分

3. 鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）

4. 一般廃棄物処理手数料の見直しについて

（1）可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）について

- ① 家庭ごみの有料化について意義と経緯
- ② 有料化導入後の家庭ごみ排出量について
- ③ 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）の料金設定について
- ④ 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）の現行価格
- ⑤ 消費税との関係について
- ⑥ ごみ処理にかかる経費と原価計算

（参考資料）

- ① 周辺自治体における指定袋の料金状況一覧表（県東部圏域4町、県内3市、島根県主要都市2市）
- ② 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）の歳入実績と手数料用途について
- ③ 負担軽減措置に伴うごみ袋の交付方法一覧

（2）可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）について

- ① 本市の可燃ごみ処理施設と可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）の現行料金
- ② 家庭系・事業系別 ごみ排出量の推移
- ③ 可燃ごみ処理に係る原価計算

(3) 大型ごみ処理手数料について

- ① 大型ごみ処理手数料の料金設定について
- ② 大型ごみ処理原価について

(4) 特定家庭用機器廃棄物処理手数料について

- ① 特定家庭用機器廃棄物処理手数料について
- ② 特定家庭用機器処理手数料（現行）について
（参考資料）近隣自治体や小売業者の例

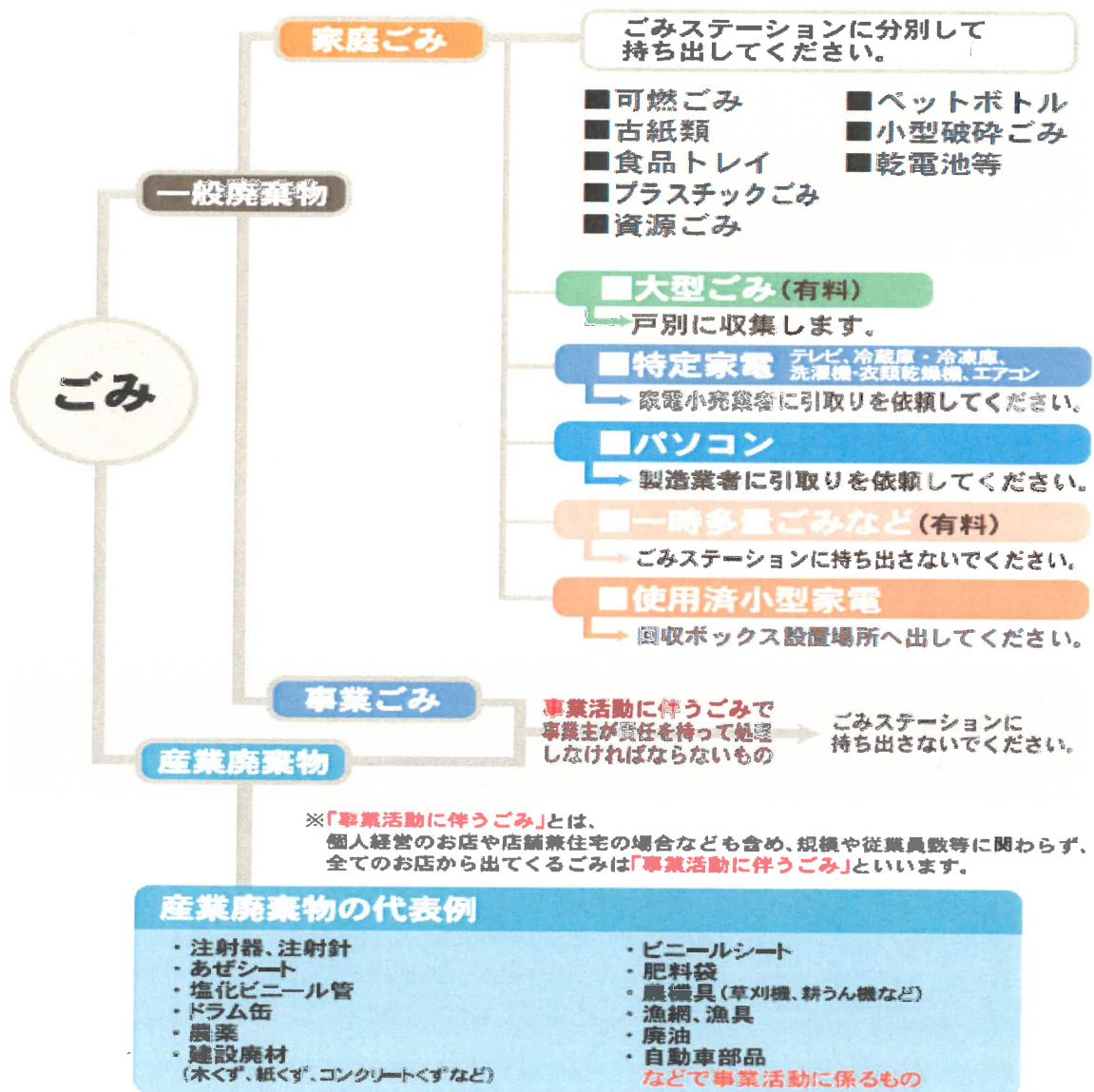
(5) 動物の死体処理手数料について

- ・動物の死体処理手数料について

1. 諮問事項

鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年条例第2号）第29条に規定する一般廃棄物処理手数料は、平成26年度鳥取市環境審議会答申を経て、平成29年3月31日まで現行手数料を据え置くことになっていますが、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの一般廃棄物処理手数料について、当審議会に適正な処理手数料等を諮問いたします。

2. 鳥取市のごみの分類区分（家庭ごみの分別と出し方ガイドP1より抜粋）



3. 鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）

（一般廃棄物処理手数料）

第29条 市長は、別表に定める一般廃棄物の処理を行ったときは、占有者から同表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

別表(第29条関係)

一般廃棄物処理手数料

区分		額
可燃ごみ	市が収集し、運搬する場合	可燃ごみの指定袋大1枚につき60円 可燃ごみの指定袋中1枚につき40円 可燃ごみの指定袋小1枚につき30円 可燃ごみの指定袋極小1枚につき15円
	市長が指定する処理施設へ自ら搬入する場合	積載量が10キログラムまで1台につき120円 積載量が10キログラムを超えるときは、1台につき120円に10キログラム又はその端数を増すごとに120円を加算した額
プラスチックごみ		プラスチックごみの指定袋大1枚につき30円 プラスチックごみの指定袋中1枚につき20円 プラスチックごみの指定袋小1枚につき15円
大型ごみ		容量、重量、形状、処理の方法、処理の困難性等を勘案し、品目ごとに3,000円以内で規則で定める額
特定家庭用機器廃棄物		品目ごとに3,000円以内で規則で定める額
動物の死体		1頭につき1,000円

4. 一般廃棄物処理手数料の見直しについて

(1) 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）について

① 家庭ごみの有料化について意義と経緯

(意義)

家庭ごみの有料化は、単にごみ処理のための費用負担を住民に求めることではなく、処理費用の一部を直接負担していただくことにより、ごみ問題への意識をさらに高め、ごみの減量やリサイクルの促進を目的としています。

指定袋の価格は、ごみの減量意識を高めてもらうために、袋の大きさによって価格差を設け、努力してごみを減らせば負担が少なくなるよう設定しています。

循環型社会を形成するためには、モノを過剰に消費している今のライフスタイルを見直すことが必要であり、家庭ごみ有料化はそのきっかけにしようとするものです。

(経緯)

本市では、ごみ減量化の有効な手段の一つとして、家庭ごみの有料化の導入を検討するため、平成18年7月より鳥取市清掃審議会で審議を重ね、答申を受けました。

その間、市民パブリックコメントを実施し、市民の皆様の貴重なご意見をお聴きしながら進め、平成19年3月定例市議会の議決を経て、平成19年10月から家庭ごみの有料化を実施し、現在、家庭ごみ有料化制度を導入してから9年余りが経過しました。

② 有料化導入後の家庭ごみ排出量について

ごみ総排出量は、家庭ごみ有料化制度導入後、平成27年度実績において、平成18年度比で約19%減少しました。

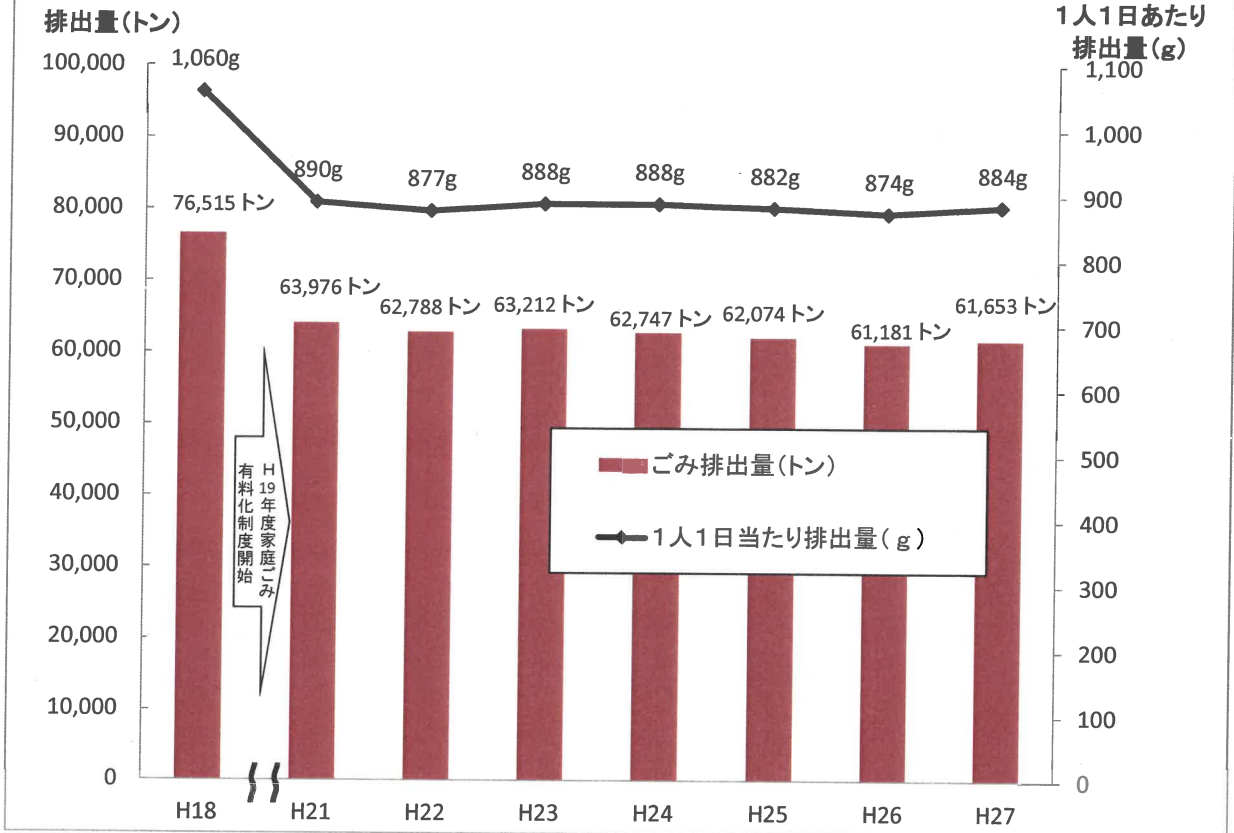
また、家庭から出る可燃ごみの排出量は、有料化制度導入後、平成27年度実績において、平成18年度比で約25%減少しました。

同様に、家庭から出るプラスチックごみの排出量は、平成27年度実績において、平成18年度比で約8%減少しました。

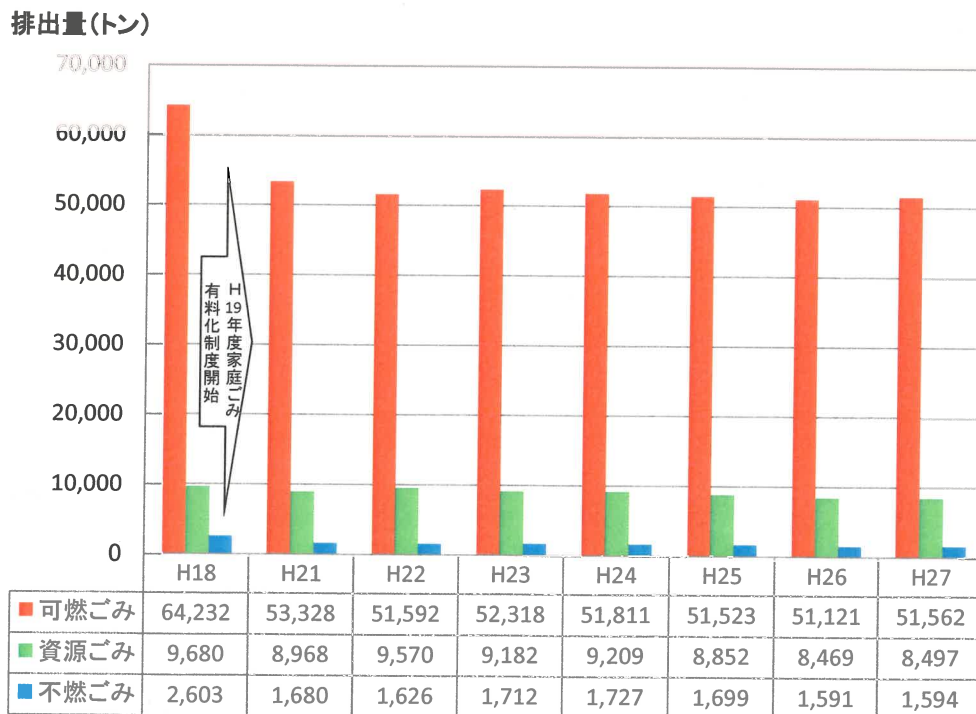
家庭ごみ有料化制度が9年余り経過しましたが、市民の皆様の減量努力により、ごみの減量化が図られています。

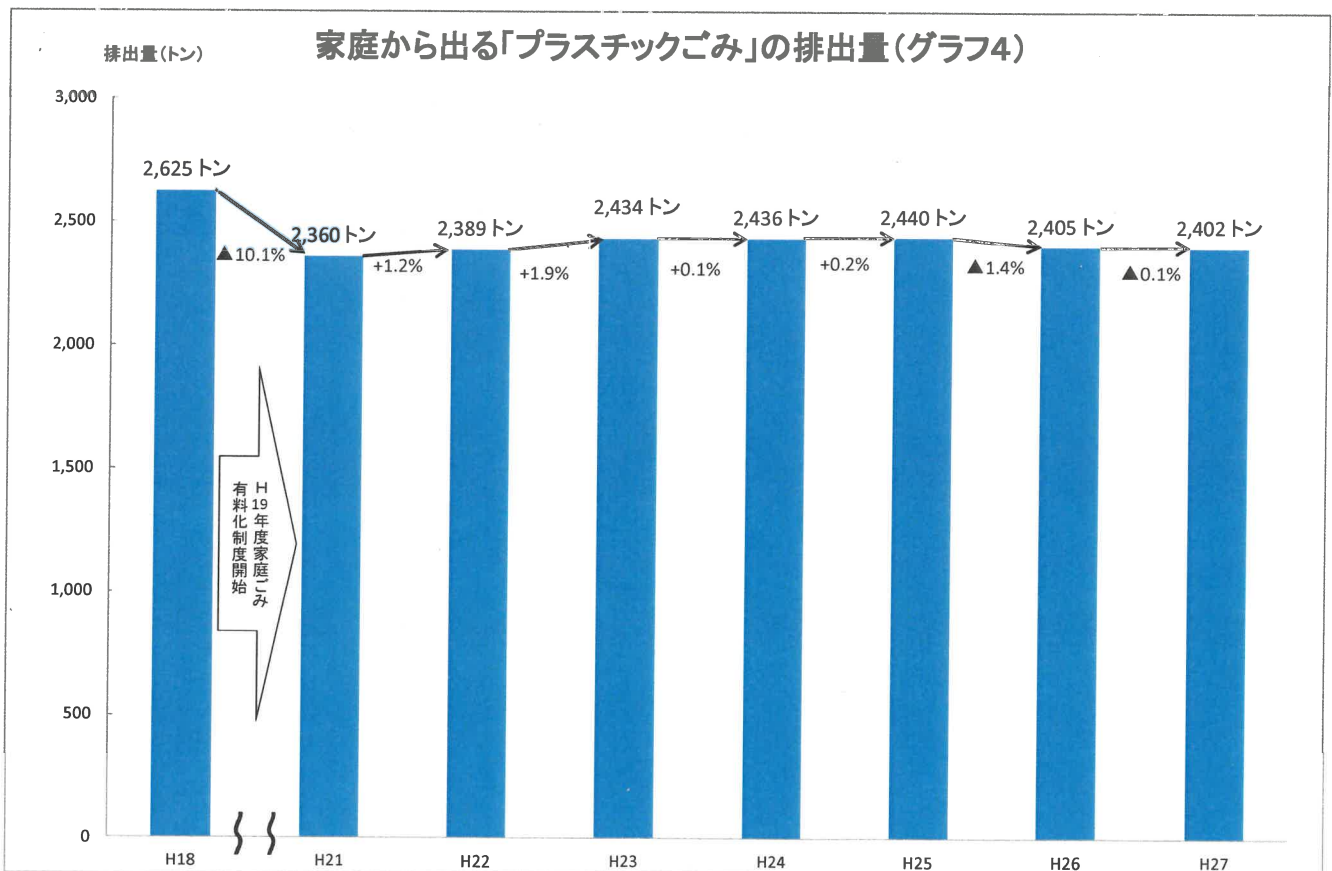
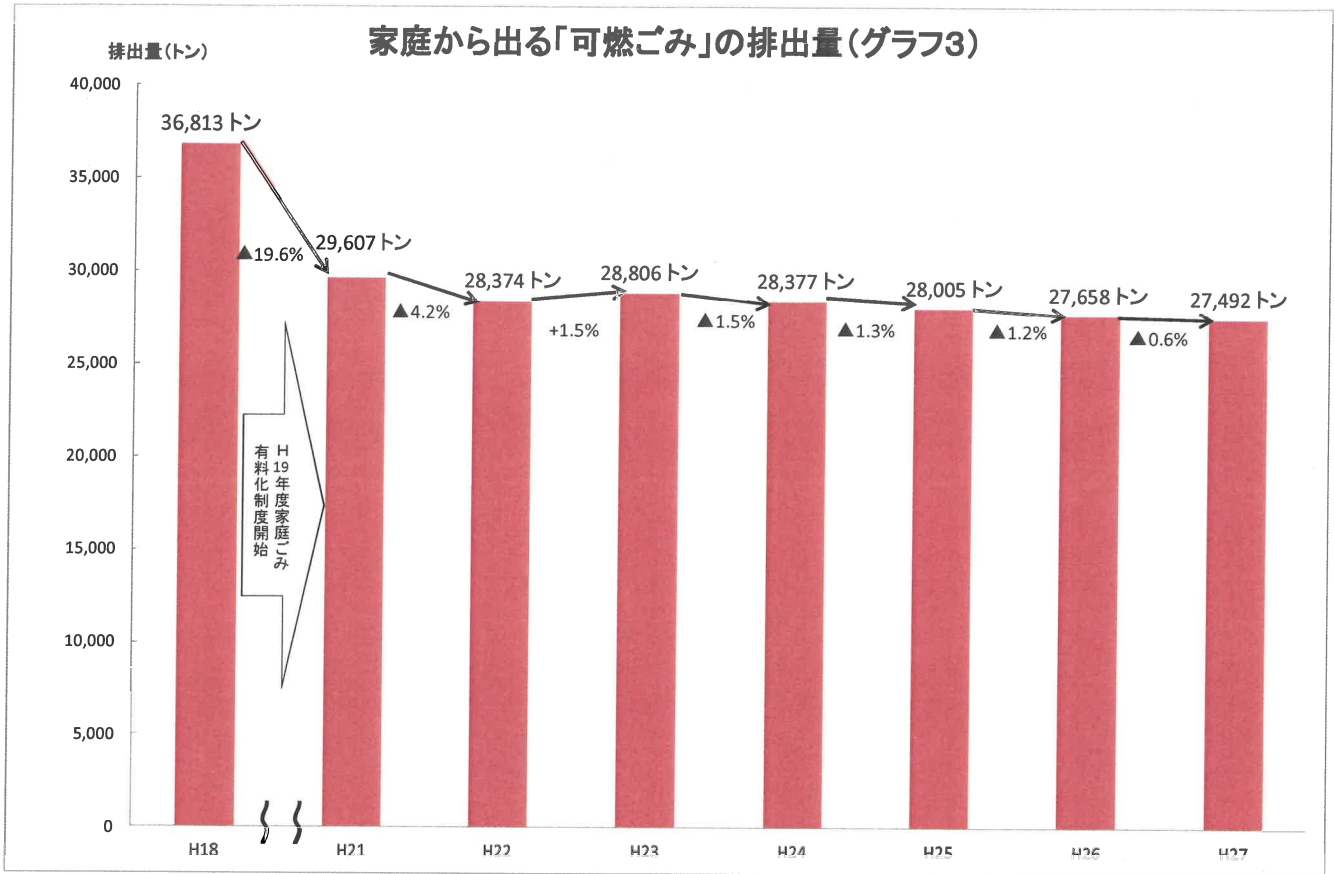
(P6～ グラフ1～4)

ごみ排出量の推移(グラフ1)



ごみ(可燃、資源、不燃ごみ別)排出量の推移(グラフ2)





③ 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）の料金設定について

ごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）は、ごみ処理費用の一部負担、ごみ減量目標との整合性、周辺自治体の料金との関係等を考慮し、ごみ処理原価の 1 割程度の負担が適当であると考え、袋の規格に比例した価格に設定されています。

プラスチックごみ処理手数料については、分別徹底を図る観点から、可燃ごみ処理手数料の半額に設定されています。

④ 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）の現行価格

現行価格（税込）は以下のとおりです。

サイズ 種類	大（4.5L）	中（3.0L）	小（2.0L）	極小（1.0L）
可燃ごみ	60 円/1 枚 600 円/1 セット	40 円/1 枚 400 円/1 セット	30 円/1 枚 300 円/1 セット	15 円/1 枚 150 円/1 セット
プラスチックごみ	30 円/1 枚 300 円/1 セット	20 円/1 枚 200 円/1 セット	15 円/1 枚 150 円/1 セット	

※有料指定袋は 10 枚 1 セットで販売します。

⑤ 消費税との関係について

国や地方自治体における各種公共料金につきましては、消費税法の規定で非課税になるものを除き、消費税の課税対象となっていますが、一般会計で実施しているものに限っては、事業者（市の一般会計）の納税義務が発生しない仕組みになっております。これは一般会計に限っては、消費税額（売上げに係る消費税額）から控除することができる金額には、消費税額（仕入れに係る消費税額）と同額とみなすこととなっているためです。

しかしながら、本市のごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）につきましては、消費税率の引き上げがなされた場合、ごみ処理にかかる経費の増加が予想され、ごみ処理原価の 1 割程度の負担となっているごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）に影響が出てくることが考えられます。

各種公共料金と同様に、消費税率の引き上げによる費用上昇部分につきましては、その料金に対して適切に転嫁することが必要であると考えられます。

⑥ ごみ処理にかかる経費と原価計算

項目	年度	現行：(平成18年審議 会料金設定数値) (H17実績)	実績				見込み			
			25年度 (消費税5%)	26年度 (消費税8%)	27年度 (消費税8%)	28年度予算 (消費税8%)	29年度 (消費税8%)	30年度 (消費税8%)	31年度 (消費税10%)	
年間ごみ搬入量 (B+C)	A	77,712 t	62,074 t	61,181 t	61,653 t	61,036 t	60,426 t	59,822 t	59,224 t	
家庭ごみ	B	48,132 t	35,706 t	34,853 t	34,591 t	34,791 t	34,443 t	34,099 t	33,758 t	
事業ごみ	C	29,580 t	26,368 t	26,328 t	27,062 t	26,245 t	25,983 t	25,723 t	25,466 t	
処理経費 (家庭系+事業系) (E+F)	D	2,997,383 千円	1,710,017 千円	1,749,086 千円	1,846,939 千円	1,822,722 千円	1,822,722 千円	1,822,722 千円	1,850,487 千円	
収集・運搬経費	E	810,547 千円	805,841 千円	819,547 千円	806,935 千円	804,609 千円	804,609 千円	804,609 千円	819,509 千円	
処理費 (G+H+I+J)	F	2,186,836 千円	904,176 千円	929,539 千円	1,040,004 千円	1,018,113 千円	1,018,113 千円	1,018,113 千円	1,030,978 千円	
東部広域行政管理組合負担金	G	941,857 千円	292,670 千円	327,874 千円	357,537 千円	322,282 千円	322,282 千円	322,282 千円	322,282 千円	
八頭環境施設組合負担金	H	223,254 千円	1,087 千円	1,064 千円	1,019 千円	1,138 千円	1,138 千円	1,138 千円	1,138 千円	
清掃工場運転管理費等	I	649,882 千円	610,419 千円	600,801 千円	681,448 千円	694,693 千円	694,693 千円	694,693 千円	707,558 千円	
償還金	J	371,843 千円	-	-	-	-	-	-	-	
処理経費 (家庭系のみ) (L+M)	K	2,164,994 千円	1,450,259 千円	1,490,172 千円	1,547,377 千円	1,523,520 千円	1,523,517 千円	1,523,520 千円	1,545,752 千円	
収集・運搬経費	L	810,547 千円	805,841 千円	819,547 千円	806,935 千円	804,609 千円	804,609 千円	804,609 千円	819,509 千円	
処理費	M	1,354,447 千円	644,418 千円	670,625 千円	740,442 千円	718,911 千円	718,908 千円	718,911 千円	726,243 千円	
家庭ごみのトン当たりの処理原価 (K/B)	N	44,980 円/t	40,617 円/t	42,766 円/t	44,734 円/t	43,791 円/t	44,233 円/t	44,679 円/t	45,789 円/t	
家庭ごみのリットル当たりの処理原価 (N/1,000kg*0.3kg/L)	O	13.5 円/L	12.2 円/L	12.8 円/L	13.4 円/L	13.1 円/L	13.3 円/L	13.4 円/L	13.7 円/L	
指定袋価格 (可燃ごみ大・45L) (O*0.1*45)	P	60 円/枚	55 円/枚	58 円/枚	60 円/枚	59 円/枚	60 円/枚	60 円/枚	62 円/枚	
可燃ごみ大袋の平均価格										
				平成25年度～平成27年度の3年間の平均58円				平成28年～平成31年の4年間の平均60円		

※平成28年度以降の年間ごみ搬入量を、鳥取市第10次総合計画の目標減量率である前年度比▲1%で見込んでいます。

※平成28年度以降の家庭ごみと事業ごみの割合は、直近3年間の平均割合である家庭ごみ57%、事業ごみ43%で算出した。

※平成28年度の経費は当初予算額で算出し、平成29年度、平成30年度は経費見込とした。

(参考資料①) 周辺自治体における指定袋の料金状況一覧表 (県東部圏域4町と県内3市、島根県主要都市2市)

	市町名		使用区分	種類		容量	価格 (円/枚)	備考
県内東部1市4町	鳥取市	単純従量制	可燃	指定袋	大	45L	60円	平成19年10月から有料化開始
					中	30L	40円	
					小	20L	30円	
					極小	10L	15円	
			プラスチック類	指定袋	大	45L	30円	
					中	30L	20円	
					小	20L	15円	
	岩美町	単純従量制	可燃	指定袋	大	45L	25円	平成11年7月から有料化開始
					中	30L	23円	
					小	20L	20円	
	八頭町	単純従量制	可燃・ 白色トレイ・ プラスチック類	指定袋	大	650×850	35円	平成9年から有料化開始
					中	630×750	30円	
					小	455×650	25円	
若桜町	単純従量制	可燃	指定袋	大	650×850	42円	平成9年4月から有料化開始	
				中	630×750	36円		
				小	455×700	24円		
智頭町	単純従量制	可燃	指定袋	大	650×800	60円	平成9年4月から有料化開始	
				中	540×620	40円		
				小	430×490	25円		
				プラスチック類	指定袋	650×800		30円
県中部都市	倉吉市	単純従量制	可燃	指定袋	大	650×830	30円	平成7年10月から有料化開始
					小	500×680	20円	
県西部都市	米子市	単純従量制	可燃	指定袋	大	40L	62円	平成19年4月から有料化開始
					中	30L	46円	
			不燃		小	20L	31円	
					極小	10L	16円	
	境港市	単純従量制	可燃	指定袋	家庭用 大	40L	41円	平成16年10月から有料化開始
					家庭用 中	30L	30円	
					家庭用 小	20L	20円	
					家庭用 極小	10L	10円	
					事業所用	40L	61円	
					プラスチック類			
大	50L	20円						
小	10L	10円						
島根県主要都市	松江市	単純従量制	可燃	指定袋	大	45L	41円	平成17年4月から有料化開始
					中	30L	30円	
					小	20L	20円	
					極小	10L	10円	
	出雲市	単純従量制	可燃	指定袋	大	40L	51円	平成13年4月から有料化開始
					小	20L	30円	
					特小	10L	15円	

(参考資料②) 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料(指定ごみ袋の価格)の歳入実績と手数料使途について

(歳入実績)

品目	21年度			22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			27年度			
	販売枚数	単価 (円/枚)	手数料	販売枚数	単価 (円/枚)	手数料	販売枚数	単価 (円/枚)	手数料	販売枚数	単価 (円/枚)	手数料	販売枚数	単価 (円/枚)	手数料	販売枚数	単価 (円/枚)	手数料	販売枚数	単価 (円/枚)	手数料	
可燃ごみ用	大(45L)	2,080,000枚	60	124,800,000円	1,916,500枚	60	114,990,000円	1,847,000枚	60	110,820,000円	1,800,000枚	60	108,000,000円	1,864,000枚	60	111,840,000円	1,652,000枚	60	99,120,000円	1,739,000枚	60	104,340,000円
	中(30L)	2,661,500枚	40	106,460,000円	2,663,500枚	40	106,540,000円	2,685,500枚	40	107,420,000円	2,707,500枚	40	108,300,000円	2,823,500枚	40	112,940,000円	2,584,500枚	40	103,380,000円	2,755,500枚	40	110,220,000円
	小(20L)	1,054,000枚	30	31,620,000円	1,068,000枚	30	32,040,000円	1,069,500枚	30	32,085,000円	1,106,500枚	30	33,195,000円	1,208,500枚	30	36,255,000円	1,070,500枚	30	32,115,000円	1,122,000枚	30	33,660,000円
	種小(10L)	420,500枚	15	6,307,500円	466,000枚	15	6,990,000円	529,000枚	15	7,935,000円	533,000枚	15	7,995,000円	632,000枚	15	9,480,000円	577,000枚	15	8,655,000円	596,000枚	15	8,940,000円
	計			269,187,500円			260,560,000円			258,260,000円			257,480,000円			270,515,000円			243,270,000円			257,160,000円
プラスチックごみ用	大(45L)	1,086,500枚	30	32,595,000円	1,054,000枚	30	31,620,000円	1,055,000枚	30	31,650,000円	1,047,500枚	30	31,425,000円	1,083,500枚	30	32,505,000円	946,000枚	30	28,380,000円	997,500枚	30	29,925,000円
	中(30L)	1,090,000枚	20	21,800,000円	1,108,500枚	20	22,170,000円	1,103,500枚	20	22,070,000円	1,110,000枚	20	22,200,000円	1,209,000枚	20	24,180,000円	1,044,000枚	20	20,880,000円	1,110,500枚	20	22,210,000円
	小(20L)	398,000枚	15	5,970,000円	368,500枚	15	5,527,500円	365,500枚	15	5,482,500円	379,500枚	15	5,692,500円	422,000枚	15	6,330,000円	342,000枚	15	5,130,000円	341,500枚	15	5,122,500円
	計			60,365,000円			59,317,500円			59,202,500円			59,317,500円			63,015,000円			54,390,000円			57,257,500円
その他																						
合計	8,790,500枚		329,552,500円	8,645,000枚		319,877,500円	8,655,000枚		317,462,500円	8,684,000枚		316,807,500円	9,242,500枚		333,304,010円	8,216,000枚		297,660,000円	8,662,000枚		314,375,254円	

25年度は、取扱店の廃業があり、現品回収を行った後、納付済みの225,990円分を選付した。この選付金を除いた額が実収入となり、下記充当額合計と一致する。

27年度は、取扱店の廃業があり、現品回収を行った後、納付済みの42,246円分を選付した。この選付金を除いた額が実収入となり、下記充当額合計と一致する。

(手数料充当事業)

品目	21年度			22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			27年度			
	金額	単価 (円/枚)	枚数	金額	単価 (円/枚)	枚数	金額	単価 (円/枚)	枚数	金額	単価 (円/枚)	枚数	金額	単価 (円/枚)	枚数	金額	単価 (円/枚)	枚数	金額	単価 (円/枚)	枚数	
生ごみ処理機器購入補助金	3,166,200円			3,166,200円			1,556,200円			1,021,800円												
再資源化等推進団体奨励金	24,938,960円			24,938,960円			22,280,734円			20,769,157円			19,801,192円			19,350,921円			18,413,736円			
資源ごみ収集事業	201,274,712円			201,274,712円			190,553,764円			189,283,339円			179,326,018円			133,033,020円			122,149,224円			
家庭ごみ有料化事業	85,457,810円			85,457,810円			71,472,105円			65,128,587円			74,769,449円			91,975,615円			104,625,814円			
ごみ減量化推進事業	1,683,869円			1,683,869円			1,613,947円			358,228円			387,755円			318,870円			237,794円			
生ごみ循環システムモデル事業費	163,615円			163,615円			1,678,509円			4,265,478円												
環境推進員活動補助金																						
子林シットモデル事業	66,851円			66,851円			64,146円			46,379円			11,053円			6,500円			8,500円			
不法投棄監視費	2,999,230円			2,999,230円			2,941,719円			3,492,744円			1,965,150円			2,712,370円			1,804,566円			
不法投棄対策処理費	9,725,553円			9,725,553円			3,220,056円			2,900,267円			3,001,883円			11,872,714円			5,905,346円			
環境基本計画推進費	75,800円			75,800円						92,400円												
家庭用自然エネルギー導入促進事業										21,448,675円			37,545,000円			74,034,000円			44,515,000円			
ISO14001運用管理経費							1,498,820円			1,844,628円												
地球温暖化対策実行計画策定費							1,606,500円			6,810,820円												
合計金額	329,476,900円			329,476,900円			316,772,180円			317,462,500円			316,807,500円			333,304,010円			297,660,000円			314,375,254円

(参考資料③) 負担軽減措置に伴うごみ袋の交付方法一覧

1. 交付枚数	支給対象者1人に対し、年間市指定袋(中)60枚を交付します			
2. 交付方法	交付対象者に、次のとおり交付します			
	交付対象者		枚数	
(1)	家族介護用品購入費助成事業の受給者 (要介護4または5の在宅介護高齢者で住民税非課税世帯)		高齢社会課 各総合支所市民福祉課 60枚を年3回に分け申請1回につき20枚	
(2)	重度障害者日常生活用具給付事業の受給者 (うち紙おむつ給付券受給者)		障がい福祉課 各総合支所市民福祉課 60枚を年2回に分け申請1回につき30枚	
(3)	在宅ひとり暮らし高齢者(要介護)4または5で住民税非課税世帯		高齢社会課 各総合支所市民福祉課 60枚を年2回に分け申請1回につき30枚	
(4)	2歳未満の乳幼児	① 出生	特別医療受給資格証交付時に申請 (乳幼児、ひとり親家庭)	保険年金課 各総合支所市民福祉課 120枚(2か年分)
			生活保護世帯	生活福祉課 各総合支所市民福祉課 120枚(2か年分)
		② 転入	特別医療受給資格証交付時に申請 (乳幼児、ひとり親家庭)	保険年金課 各総合支所市民福祉課 60枚(1か年分)
			生活保護世帯	生活福祉課 各総合支所市民福祉課 60枚(1か年分)

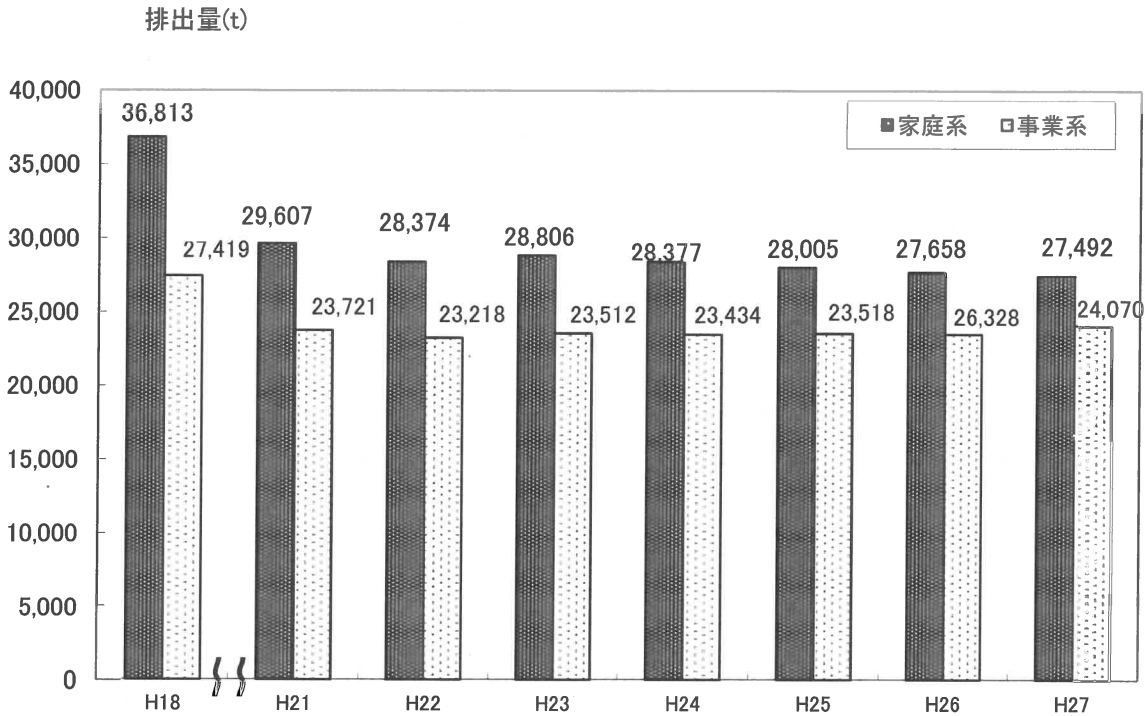
(2) 可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）について

① 本市の可燃ごみ処理施設と可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）の現行料金

施設名	地域限定	供用開始	処理能力	現行料金
神谷清掃工場	鳥取・河原・用瀬・佐治地域	H4	270 t / 日 (135 t / 日 × 2 炉)	積載量 10 kg ごとに 120 円
国府町クリーンセンター	国府地域	H9	12 t / 8h (1 炉)	
レインボーふくべ	福部地域	H10	5 t / 8h (1 炉)	
ながおクリーンステーション	気高・鹿野・青谷地域	H6	25 t / 8h (12.5 t / 8h × 2 炉)	



② 家庭系・事業系別 可燃ごみ排出量の推移



(排出量及び可燃ごみ処理施設へ直接搬入する割合)

(単位:トン)

	H18	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H27 搬入量割合
家庭系	36,813	29,607	28,374	28,806	28,377	28,005	27,658	27,492	53.3%
事業系	27,419	23,721	23,218	23,512	23,434	23,518	23,463	24,070	46.7%
許可業者	23,074	20,694	20,181	20,426	20,398	20,517	20,547	20,905	※ 40.5%
直接搬入	4,345	3,027	3,037	3,086	3,036	3,001	2,916	3,165	※ 6.1%
計	64,232	53,328	51,592	52,318	51,811	51,523	51,121	51,562	100.0%

※可燃ごみ処理手数料(自ら直接搬入する場合)に係る部分

(前年度比)

	平成18年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
家庭系		▲4.2%	▲4.2%	1.5%	▲1.5%	▲1.3%	▲1.2%	▲0.6%
事業系		▲4.0%	▲2.1%	1.3%	▲0.3%	0.4%	▲0.2%	2.6%
計		▲4.1%	▲3.3%	1.4%	▲1.0%	▲0.6%	▲0.8%	0.9%

③ 可燃ごみ処理に係る原価計算

	現行	実績			見込み				備考
	平成17年審議会料金設定数値(H18・19見込平均数値)	25年度 (税率5%)	26年度 (税率8%)	27年度 (税率8%)	28年度 (税率8%)	29年度 (税率8%)	30年度 (税率8%)	31年度 (税率10%)	
処理費 (千円)	749,000	621,154	611,313	692,211	705,575	705,575	705,575	725,575	
処理量 (t)	62,716	58,577	58,303	58,520	57,935	57,356	56,782	56,214	
処理原価 (円/t)	11,944	10,604	10,485	11,829	12,179	12,302	12,426	12,907	
搬入手数料(円/t)	12,000	10,973			12,453				実績と見込の平均
10kgごとの搬入手数料(円)	120	106	105	118	122	123	124	129	

※処理量に岩美町・八頭町・若桜町・智頭町・しさを含む。

(3) 大型ごみ処理手数料について

① 大型ごみ処理手数料の料金設定について

(料金設定の基本的な考え方)

大型ごみ収集原価の1割とごみ処理施設搬入手数料との合計、代表的な品目の平均重量及び分別解体作業費を元にして、個別の料金を算定します。

◆大型ごみ処理手数料算定料金

$$= \text{「大型ごみ処理原価 (注1)」} \times \text{「平均重量」} + \text{「分別解体作業費 (※4)」}$$

(注1) 大型ごみ処理原価は、「1kgあたりの大型ごみ収集運搬委託経費(※1)の1割と「可燃又は不燃ごみ搬入手数料(※2、※3)」との合計とする。

○大型可燃ごみ処理原価	30円/kg	平成19年度～
○大型不燃ごみ処理原価	50円/kg	平成19年度～
○分別解体作業費(分単位)	24円/分	平成27年度～

「備考」

※1 (1kgあたりの大型ごみ収集運搬経費)

$$= \text{大型ごみ収集運搬委託経費(円)} / \text{大型ごみ処理量(kg)}$$

※2 (可燃ごみ搬入手数料)

10kgごと120円であるため、1kgあたり12円として計算。

※3 (不燃ごみ搬入手数料)

10kgごと370円であるため、1kgあたり37円として計算。

※4 (分別解体作業費の算定)

大型ごみの品目のうち、可燃と不燃とに分別解体する必要があり、その作業に一定時間要する品目は分別解体作業費を加算した。

分別解体作業費は、公共工事設計労務単価の1日あたりの軽作業員賃金から算出しており、分別解体作業単価を1分につき24円と算定した。

② 大型ごみ処理原価について

1. 処理原価

	平成17年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
(適用消費税率)	5%	8%	8%	8%	8%	8%	10%
A 大型ごみ収集運搬委託経費	62,701,000円	64,123,000円	67,665,000円	64,769,000円	64,769,000円	64,769,000円	65,968,000円
B 大型ごみ処理量	353,000kg	314,000kg	340,000kg	340,000kg	340,000kg	340,000kg	340,000kg
C 大型ごみ収集原価 (A/B)	178円/kg	204円/kg	199円/kg	190円/kg	190円/kg	190円/kg	194円/kg
D 大型ごみ収集原価の1割 (C×0.1)	18円/kg	20円/kg	20円/kg	19円/kg	19円/kg	19円/kg	19円/kg
E 可燃ごみ処理施設搬入手数料	10円/kg	12円/kg	12円/kg	12円/kg	12円/kg	12円/kg	12円/kg
F 不燃ごみ処理施設搬入手数料	33円/kg	36円/kg	37円/kg	37円/kg	37円/kg	37円/kg	37円/kg
G 大型可燃ごみ処理原価 (D+E)	算定数値 採用数値 28円/kg 30円/kg	32円/kg 30円/kg	32円/kg 30円/kg	31円/kg 30円/kg	31円/kg 30円/kg	31円/kg 30円/kg	31円/kg 30円/kg
H 大型不燃ごみ処理原価 (D+F)	算定数値 採用数値 51円/kg 50円/kg	56円/kg 50円/kg	57円/kg 50円/kg	56円/kg 50円/kg	56円/kg 50円/kg	56円/kg 50円/kg	56円/kg 50円/kg
I 分別解体作業単価 (軽作業員1分あたり労務単価)	19円	24円	24円	25円	25円	25円	25円
公共工事設計労務単価・軽作業員 (8h基準額)	9,200円/日	11,300円/日	11,400円/日	12,100円/日	12,200円/日	12,300円/日	12,400円/日
労務単価前年度比	104%	104%	101%	106%	101%	101%	101%

※平成27年4月1日から不燃ごみ搬入手数料は、36円/kg⇒37円/kgになった。

※平成29年度以降の労務単価は1%の増加を見込んだ。

大型ごみ処理手数料の算定一例

品目	分別区分	処理原価 G(円/kg)	×	平均重量 (kg)	+	分別解体作業単価 I (円/分)	×	分別解体時間 (分)	=	算定料金 (円)	÷	処理手数料 (円)	備考
犬小屋(木製)	可燃	30	×	15	+	作業なし	×	作業なし	=	450	÷	500	
机(木製)	可燃	30	×	30	+	24	×	5	=	1,020	÷	1,000	
電子レンジ	不燃	50	×	10	+	作業なし	×	作業なし	=	500	÷	500	
スプリングマットレス	不燃	50	×	20	+	24	×	30	=	1,720	÷	1,700	

(4) 特定家庭用機器廃棄物処理手数料について

① 特定家庭用機器廃棄物処理手数料について

これは、特定家庭用機器再商品化法の施行に係る特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン）を本市が収集運搬する場合の収集運搬手数料です。（別途、メーカーリサイクルによる再商品化料金が必要です。）

収集運搬手数料の考え方は、平成12年度第3回鳥取市清掃審議会にて下記のとおりとしており、同年度の本市清掃審議会から「3,000円以内とし、品目ごとに額を定めることが適当である。」の答申を受けた後、今日までの現行手数料となっています。

収集運搬手数料の考え方 <平成12年度第3回鳥取市清掃審議会の資料より抜粋>

対象品目の収集運搬については小売業者が行うことが法の趣旨であり、行政はあくまで補完的な役割を果たすこととなっている。行政が行う収集運搬料金を小売業者の料金よりも低額にすることは、小売業者が回収すべきものが行政側に逆流する恐れがあり、本法を円滑に機能させるためにも、小売業者の収集運搬料金と同額若しくは上回る額にする。

しかしながら、再商品化料金のほかに、収集運搬料がかかるため、手数料を高額にすることは、不法投棄を誘発する恐れがあるため、小売業者の収集運搬料金とかけ離れた金額にしない。

このことから、収集運搬手数料の額については、重量ベースで算出した手数料の額は、小売業者の収集運搬料金から勘案して高額となるため、小売業者の収集運搬料金と同様に対象品目一品目につき3,000円以下としたい。

② 特定家庭用機器処理手数料（現行）

品目	収集運搬料金（円）	
冷蔵庫	3,000円	
洗濯機 衣類乾燥機	2,500円	
ブラウン管式テレビ プラズマ・液晶テレビ	15型以下	1,500円
	16型以上	2,500円
エアコン	3,000円	

(参考資料) 近隣自治体や小売業者の例

県内／県外／小売業者	自治体名／小売業者	料金等
県内	岩美町	全品目一律：1台あたり 4,200 円 (税込)
	八頭町 智頭町	自治体は収集運搬しない。 家電小売業者・一般廃棄物収集運搬業許可業者が引き取り
	若桜町 倉吉市	自治体は収集運搬しない。 家電小売業者が引き取り。
	米子市	自治体は収集運搬しない。 家電小売業者（電機商業組合加盟店）が引き取り。
	境港市	全品目一律：1台あたり 3,080 円 (税込)
県外	松江市	自治体は収集運搬しない。 家電小売業者・一般廃棄物収集運搬業許可業者が引き取り。
	岡山市	全品目一律：1台あたり 2,500 円 (税込)
	広島市	全品目一律：1台あたり 3,000 円 (税込)
	山口市	全品目一律：1台あたり 1,500 円 (税込)
小売業者	業者 A	全品目一律 買換の場合 1台 1,000 円～ (税抜) 買換無しの場合別途出張料金
	業者 B	全品目：500 円 (税抜) ~1,000 円 (税抜)
	業者 C	収集運搬費 1,620 円 (税込) (2台目以降 2,700 円 (税込))
	業者 D	1台 2,000 円~2,500 円

※ 平成 28 年 6 月現在のそれぞれのホームページから調査した。

※ 税込の場合、消費税率は 8% の料金である。

(5) 動物の死体処理手数料について

・動物の死体処理手数料について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条に「動物の死体」が廃棄物に定義されており、廃棄物として処理する場合は、鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 29 条第 1 項・別表に動物の死体処理手数料が定められています。

これは、同条例・第 24 条第 1 項の「占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任において処理しなければならない。」の規定を受け、動物の死体をごみ処理施設で焼却処理する場合の処理料金であり、平成 4 年 7 月 1 日以降、1 頭 1,000 円となっています。

(参考法令や条例)

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、**動物の死体**その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

■鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

(動物の死体)

第 24 条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任において処理しなければならない。

2 自らの責任において処理ができないときは、遅滞なく市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(処理に係る参考事項)

- ・平成 27 年度の処理量は 1,715 匹、主に猫やタヌキ、鳥などである。国・県の管理地（国道・県道）で発生したものが多。
- ・市が管理する土地（市道、公園、施設など）や民地で発生する動物の死体については、市で無料回収している。
- ・飼っていた動物の死体をごみとして処理する場合は、本手数料が適用される。